



第Ⅱ期も好スタート

尾張東部成年後見センター理事長 加藤 佳子

センターは今年で開設7年を迎えました。

昨年は、愛知県から市民後見推進事業を受託し、「知って得する成年後見制度」と題したセミナーを名古屋市の中区役所ホールで開催し、300席が満席となるほどの多くの方にご来場いただきました。

内容としては、「成年後見制度と市民後見の推進」と題した顧問弁護士による講演、6市町福祉部部長、センター役員・職員らによる、成年後見制度についての自作自演の創作劇、シンポジウムや市民後見人の活動報告等々でした。

アンケート結果を見ると、「成年後見制度を身近に必要なものとして理解できた」などをはじめ、「わかりやすかった」という回答がほとんどでした。なかでも創作劇については、「行政の人まで一緒に劇をするなんて、驚いた、すばらしい」「笑いのうちに、市民後見人の被後見人に『寄り添った援助』の意味がよくわかった」などの感想をいただき、「よくぞ、私たちの想いをわかって下さった」ととても嬉しく思いました。

平成28年「成年後見制度利用促進法」が制定・施行され、この法律がめざす「財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合う」共生社会の実現のために、成年後見センターの果たす役割は益々重要になってきました。

尾張東部成年後見センターは、この制度に関わる人材育成のために、行政職員や専門職のみならず、一般住民に対しても研修を行ってきました。中でも「住民のための成年後見サポータ

ー養成講座」は、家族だけでなく、金融機関、不動産関係者、葬儀会社に勤める人など幅広く受講しており、平成24年からこれまで186名の成年後見サポーターを養成してきました。また、平成27年から実施している「市民後見人養成研修」を修了し、「市民後見人バンク」に登録した人たちのうち、現在までに10人が裁判所から後見人等に選任され、それぞれ、「共生社会の実現」のために尽力しています。

こういった活動は全国的にも先進的な取り組みとして、『成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き』で紹介され、他の自治体が参考としています。

センターは今年度もこれらを始め、これまで取り組んできた事業を継続・発展して参ります。今後ともご支援・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



加藤理事長（前列中央）と後見センター職員

平成 29 年度実績報告

(1) 相談・後見・監督業務

平成 29 年度の相談及び法人後見受任状況、監督業務状況は、つぎのとおりです。

相談件数

区分	実人数
認知症	186
知的障害者	53
精神障害者	43
その他	114
合計	396

相談者区分	相談者数
本人・親族	1144
行政・相談機関等	1883
その他関係機関	1236
その他	876
合計	5139

※相談件数は4405件

法人後見受任状況

対象者種別	瀬戸市	尾張旭市	豊明市	日進市	長久手市	東郷町	計
認知症	8	3	5	5	1	2	24
知的障害	2	1	2	3	1	1	10
精神障害	6	3	1	6	0	2	18
高次脳機能障害	1	0	1	1	0	0	3
合計	17	7	9	15	2	5	55

援助方法区分	瀬戸市	尾張旭市	豊明市	日進市	長久手市	東郷町	計
電話	3444	1317	819	2411	472	906	9369
訪問	802	525	694	1250	147	491	3909
来所	31	29	17	356	56	37	526
FAX	78	73	63	131	21	54	420
メール	55	187	8	36	8	5	299
郵送	493	270	624	613	112	243	2355
同行	67	18	14	54	11	30	194
電子連絡帳	0	0	56	0	0	79	135
その他	6	0	2	33	1	2	44
合計	4976	2419	2297	4884	828	1847	17251

監督業務状況

対象者種別	瀬戸市	尾張旭市	豊明市	日進市	長久手市	東郷町	計
認知症	4	2		1			7
知的障害			1				1
精神障害							0
高次脳機能障害				1			1
合計	4	2	1	2	0	0	9

※市民後見人受任件数は10件(市民後見人と法人との複数後見を含む)

(2) 研修事業

①行政・福祉関係職員向研修会 7月12日
尾張旭市中央公民館 113人

②住民学習会
民生委員、地域包括支援センター、障害者施設、親の会、ボランティア団体等の依頼を受け地域に出向き、成年後見制度の説明やその活用についての学習会開催 全16回

③専門職向け研修会の実施
福祉関係者や司法書士会において専門職向け研修会を実施 全21回

④住民のための成年後見サポーター養成講座
日進市中央福祉センター 11月4日・11日(2日間連続講座) 25人

(3) 啓発事業

後見セミナー 意思決定支援って、身上監護ってどういうこと? 6月17日
第1部: 講演 日本成年後見法学会副会長 池田恵利子氏
第2部: パネルディスカッション「これからの成年後見制度に期待するもの」
日進市中央福祉センター 155人

(4) 適正運営委員会の開催

隔月第2木曜日14時30分から全6回開催し、法人受任の審査、受任ケースへの助言等。
委員: 学識経験者、弁護士、司法書士、精神保健福祉士、社会福祉士、保健所、地域包括支援センター、各市町関係課長(合計13名)

平成29年度
活動計算書

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

特定非営利活動法人 尾張東部成年後見センター

(単位:円)

科目	金額	
I 経常経常収益		
1. 受取会費		
1) 受取入会金	245,000	245,000
2) 受取会費		
2. 受取寄付金		
1) 受取寄付金	815,210	815,210
3. 受取助成金等		
1) 民間補助金		
2) 国・地方補助金		0
4. 事業収益		
1) 成年後見事業収益	40,534,080	
2) 成年後見監督事業収益	0	
3) 社会福祉士への援助事業収益	0	
4) 研修啓蒙啓発事業収益	2,643,974	
5) 文通連携促進事業収益	0	
6) その他事業収益	0	43,178,054
5. その他収益		
1) 受取利息配当金	112	
2) 雑収入	19,300	19,412
経常収益計		44,257,676
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給与手当	6,981,263	
雑給	13,843,856	
賞与	2,573,800	
法定福利費	3,239,326	
福利厚生費	756,937	
人件費計	27,395,182	
(2) その他経費		
旅費交通費	272,760	
通信費	569,276	
交際費	57,000	
会議費	17,808	
減価償却費	317,702	
リース料	1,769,808	
保険料	89,568	
修繕費	470,520	
市民後見人関連費	2,192,183	
消耗品費	641,144	
租税公課	1,599,800	
報酬費	388,800	
謝金	1,016,010	
支払手数料	56,560	
新聞図書費	56,285	
申立諸費	45,125	
職員研修費	85,996	
教材費	11,097	
講座諸費	218,638	
雑費	41,443	
その他経費計	9,917,523	
事業費計		37,312,705
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬		
給料手当	2,418,792	
賞与	529,800	
法定福利費	466,232	
福利厚生費	420,000	
人件費計	3,834,824	
(2) その他経費		
旅費交通費	27,746	
通信費	3,432	
会議費	608,280	
地代家賃	41,268	
水道光熱費	3,888	
消耗品費	189,000	
広告宣伝費	12,000	
雑費	493,020	
謝金	175,400	
報酬費	23,220	
その他経費計	1,577,254	
管理費計		5,412,078
経常費用計		42,724,783
当期経常増減額		1,532,893
III 経常外収益		
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1. 固定除却損		
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		1,532,893
法人税・住民税及び事業税		747,715
当期正味財産増減額		785,178
前期繰越正味財産額		5,042,303
次期繰越正味財産額		5,827,481



市民後見推進事業について

「市民後見人」とは、家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民のことであり、専門組織による養成と活動支援を受けながら、市民としての特性を活かした後見活動を地域における第三者後見人の立場で展開する権利擁護の担い手のことです。尾張東部圏域では平成29年から市民後見人の活動が始まっています。

◆市民後見人の誕生

平成28年8月に第1期市民後見人養成研修の修了者のうち19名がバンク登録し、平成29年1月24日に1人目の市民後見人が誕生しました。平成30年3月末までには、10人の市民後見人が誕生しています。

◆市民後見人の活動

選任後、市民後見人のみなさんは毎週、施設やご自宅に訪問し、本人面談をしています。顔を見ると待っていたと言わんばかりに笑顔になる方が多いようです。3ヶ月に1回の報告を聞きながら、監督人としても心温まる思いがします。

◆フォローアップ研修

1月31日（水）市民後見人バンク登録者対象に「市民後見人フォローアップ研修」を行いました。今年は、実際に市民後見人に活動の様子を報告してもらいました。参加者はバンク登録者の他、行政・後見センター職員でした。市民後見人の存在、活動についてもっと周知していく必要があるという意見が多く出されました。

◆第2期市民後見人養成研修開催中

平成29年11月15日（水）、11月19日（日）尾張旭市公民館において、第2期市民後見人養成研修説明会を行いました。参加者はのべ98名で、市民後見人への関心の高さを感じました。説明会では市民後見人の活動の様子をお伝えするために新しく制作したDVDで実際に活動している市民後見人の様子も紹介させていただきました。

平成30年1月より25名が基礎講習を受講し、3月末の2次選考を経て、4月より19名が実務講習に進んでいます。内容もより実践的であるため、真剣に取り組んでいただいています。回を重ねるたびに受講生同士も仲良くなり、和気あいあいとした雰囲気の中で受講されています。平成30年8月には第2期市民後見人養成研修修了者として、市民後見人バンクに登録していただく予定です。



平成29年度愛知県市民後見推進事業を受託！

この事業の目的は成年後見制度の普及啓発と権利擁護の担い手として期待される市民の役割について県民の認知度を高めることでした。

平成29年9月24日（日）中区役所ホールにおいて、市民後見セミナー「知って得する成年後見制度」を開催しました。参加者は288人。

第1部は加藤淳也弁護士による講演会。その後、市民後見人の生の声による活動報告、そして寸劇「笑って納得！市民後見人」。行政職員や当法人理事もキャストとして登場しました。第2部のパネルディスカッションのテーマは「市民が支えあうやさしいまち～市民後見人の活動から～」。アンケートには「成年後見制度のことがわかった」「市民後見人の活動が理解できた」という感想を多くいただきました。



職員からのメッセージ

住田敦子（センター長）・・・今年度から成年後見制度利用促進計画策定に取り組みます。センターの機能を充実させることで、地域における権利擁護の推進に寄与することを目指していきます。

森本光（専門相談員）・・・5年目になりました。皆さんに助けられてばかりなので、助けになれるように頑張ります。

當目眞緒（専門相談員）・・・センターの業務は多岐に渡りますが、多くの方にその取り組みを知って頂ける年になるよう努力します。

瀧本由美（専門相談員）・・・年のせい（？）時間の進み方が早く感じます。一つ一つを丁寧にできるように心がけたいです。

杉江幸子（事務員）・・・チームワークを大切に、日々努力していきたくと思います。

永井宏（専門相談員）・・・業務に追われる日々ですが、追われるばかりではなく、時には先回りもできるように頑張りたいです。

石井友子（専門相談員）・・・6年目になります。仕事を楽しまたいと思います。

鈴木啓介（事務員兼支援員）・・・市民後見人として遭遇したアクシデントの際にも、センターの対応力の高さを垣間見ました。

伊東綾子（事務員兼支援員）・・・昨夏からセンターの一員に加えて頂きました。よろしく願い申し上げます。

会員募集

特定非営利活動法人尾張東部成年後見センターの会員になって、法人を支えてください。

行政から委託された事業の範囲は、限られています。会費収入などの自主財源により自主事業にも取り組み、さらに地域の権利擁護の推進に取り組んでいきたいと考えていますので、ぜひ、応援してください。

個人正会員 105千円/年

法人正会員 101万円/年

賛助会員 103千円/年

（振込先）

①三菱UFJ銀行 日進支店

普通 0076099

（特非）尾張東部成年後見センター

理事長 かとうよしこ 加藤佳子

②ゆうちょ銀行 振替口座

番号 00830-6-109711

名義 特定非営利活動法人

尾張東部成年後見センター

※送金にあたっては、氏名・連絡先がわかるようにしてください。詳しくは、お問い合わせください。

電話 0561-75-5008

Fax 0561-75-5088

今年度の研修案内

◆ 行政・福祉関係職員向け研修会

7月11日（水）14：00～16：00

長久手市役所西庁舎 3階研修室

◆ 住民のため成年後見サポーター養成講座

11月3日（土）・10日（土）の2日間

瀬戸市内

後見センターの職員一同、今年も頑張っていますので、ご指導ご鞭撻賜りますようよろしく願いいたします。（文責 永井）

